

記載要領 11

診療所管理者変更届出書（非医師（法人等）開設）の記載要領

事案	診療所の管理者を変更した場合		
根拠法令	医療法施行令第4条の2第2項		
提出期限	変更後 10日以内	様式	11
提出窓口	管轄保健所		
添付書類	1 新たに管理者となった医師の医師・歯科医師免許証の写（原本持参） 2 管理者の臨床研修修了登録証の写、又は臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写（原本持参） 3 新たに管理者となった医師・歯科医師の履歴書 4 開設者が医療法人の場合は、管理者を理事に選任した社員総会議事録の写、又は評議員会議事録 5 管理者がやむを得ず他の病院等に勤務する必要がある場合は、勤務先管理者（院長）の同意書		
提出部数	1部		
手数料	なし		

様式の記入要領	
「開設者」	1 住所は、法人の主たる事務所の所在地を記載する。 2 氏名は、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。 3 電話番号は、法人の主たる事務所の電話番号を記載する。
1. 診療所の名称	1 診療所開設許可書の名称（変更があった場合は届け出た名称）を記載する。
2. 開設の場所	1 診療所開設許可書の開設場所（変更があった場合は届け出た開設場所）を記載する。
3. 旧管理者	1 「管理者自身の変更」の場合、旧管理者個人の住所地（住民票のある住所地）、電話番号、氏名を記載する。 2 「管理者の住所の変更」の場合、管理者個人の転居前の住所地（住民票のある住所地）、電話番号、氏名を記載する。 3 「管理者の氏名の変更」の場合、管理者個人の住所地（住民票のある住所地）、電話番号、医籍・歯科医籍訂正前の氏名を記載する。 4 「管理者の住所の変更」及び「管理者の氏名の変更」の場合、管理者個人の転居前の住所地（住民票のある住所地）、電話番号、医籍・歯科医籍訂正前の氏名を記載する。

記載要領 11

診療所管理者変更届出書（非医師（法人等）開設）の記載要領

4. 新管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 「管理者自身の変更」の場合、新管理者個人の住所地（住民票のある住所地）、電話番号、氏名を記載する。 2 免許証の写、履歴書の記載内容と一致させる。 3 担当する診療科目を記載する。 4 該当する診療日に○を記載し、当該診療日の診療時間を記載する。 5 「管理者の住所の変更」の場合、管理者個人の転居後の住所地（住民票のある住所地）、電話番号、氏名を記載する。 6 「管理者の氏名の変更」の場合、管理者個人の住所地（住民票のある住所地）、電話番号、医籍・歯科医籍訂正後の氏名を記載する。 7 「管理者の住所の変更」及び「管理者の氏名の変更」の場合、管理者個人の転居後の住所地（住民票のある住所地）、電話番号、医籍・歯科医籍訂正後の氏名を記載する。
---------	--

様式の記入要領	
5. 変更年月日	<ol style="list-style-type: none"> 1 「管理者自身の変更」の場合、当該診療所の管理者に就任した日を記載する。 2 「管理者の住所の変更」「管理者の氏名の変更」の場合、変更した日を記載する。
6. 変更理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理者を変更した理由を詳細に記載する。
7. 診療所の診療日・診療時間	<ol style="list-style-type: none"> 1 該当する診療日に○を記載し、当該診療日の診療時間を記載する。また休診日を記載する。

添付書類の記載要領	
管理者の免許証の写、臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写	<ol style="list-style-type: none"> 1 免許証の写、臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写（再教育研修を受けたもの）を窓口にて原本照合を行うため、届出時には免許証、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証の原本もあわせて持参する。 2 氏名・本籍地を変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合裏面も必要。
新管理者の履歴書	<ol style="list-style-type: none"> 1 氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴（就・退職の旨を明記する）、賞罰（医業、歯科医業に関するものに限る）を記載する。
管理者を理事に選任した社員総会議事録の写又は評議員会議事録の写	<ol style="list-style-type: none"> 1 社員総会議事録の写、評議員会議事録の写は代表者による原本証明が必要。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理者は当該診療所の管理に専念することが望ましいが、地域医療の確保の観点からやむを得ず他の病院等に勤務する必要がある場合は、勤務先管理者の同意書を添付。その際、診療時間が他の病院等の勤務時間と重複していないこと。 ※ 同意書には、管理に同意する旨と、病院等の勤務時間及び管理する診療所の診療時間が記載されていること。